

道路境界明示の手引き(2026年(令和8年)3月) 新旧対照表

改 訂 後	現 行
<p>I 道路境界明示について</p> <p>2. 境界明示事務の流れ</p> <p>境界明示事務について市職員が行う場合と業務委託にて行う場合があります。業務委託の場合は、業務委託受託者が市に代わって道路境界明示事務の一部を行います。</p> <p>(1) 市職員が明示事務を行う場合</p> <pre> graph TD A[申請 ※1] --> B[申請内容の確認・不足書類の提出依頼 立会い日の調整(立会いの場合) ※2] B --> C[現地確認(現地立会い) ※3] C --> D[図面修正依頼・同意・確定後の写真提出依頼] D --> E[必要書類提出] E --> F[明示書交付 ※4] A --> M1[明石市(道路総務課)] M1 --> A B --> M2[申請人(代理者)] M2 --> B D --> M2 M2 --> D E --> M1 M1 --> E F --> M2 M2 --> F </pre>	<p>I 道路境界明示について</p> <p>2. 境界明示事務の流れ</p> <p style="text-align: center;"><道路境界明示の流れ></p> <pre> graph TD A[申請※1] --> B[申請内容の確認・不足書類の提出依頼 立会い日の調整(立会いの場合) ※2] B --> C[現地確認(現地立会い) ※3] C --> D[図面修正依頼・同意・確定後の写真提出依頼] D --> E[必要書類提出] E --> F[明示書交付 ※4] A --> M1[明石市(道路総務課)] M1 --> A B --> M2[申請者(代理者)] M2 --> B D --> M2 M2 --> D E --> M1 M1 --> E F --> M2 M2 --> F </pre>

改訂後	現行
<p>(2)業務委託にて明示事務を行う場合</p> <p>※1 明石市道路総務課が所有している土地に対し、申請してください。業務委託にて明示事務を行う場合は、市で明示可能かどうかを審査した上で受託者へ発注を行います。また、申請方法については電子申請をご利用ください(当面は紙による申請書の提出も受け付けます)。システムの仕様上、申請途中で添付ファイルを一時保存できないため、必ず全てのファイルが揃った状態で申請を開始し、完了させてください。</p> <p>※2 <u>原則、現地立会いは実施しません。市(または業務委託受託者)が現地立会いを必要と判断した場合のみ現地立会いを行います。</u>現地立会いする際、<u>立会い相手は代理人</u>となります。</p> <p>※3 現地確認(現地立会い)に必要な書類が揃っていれば、<u>約3週間</u>で現地に伺います。</p>	<p>(2)(新規)</p> <p>※1 明石市道路総務課が所有している土地に対し、申請してください。</p> <p>※2 <u>原則、現地立会いは実施しません。明石市が現地立会いを必要と判断した場合のみ現地立会いを行います。</u>現地立会いする際、<u>立会い相手は代理人</u>となります。</p> <p>※3 現地確認(現地立会い)に必要な書類が揃っていれば、<u>約2週間</u>で現地に伺います。</p>

改 訂 後	現 行
<p>※4 明示書は必要書類が揃ってから、10 日程度(土日祝除く)で交付します。</p> <p>3. 道路境界明示申請について</p> <p>(1)申請書</p> <p>③申請をする目的について、具体的に記入してください。(境界確定・売買・分筆・地図訂正・その他)。</p> <p>④過去に一度でも明示を受けている土地からの明示申請(再明示申請)(部分的な再明示も含む)には再明示理由書(申請人の印鑑登録印での押印または代理人による押印)が必要です。</p> <p>⑦所有者が同一(共有の場合は持分も同じ)で、隣接している2筆以上の土地は1申請として申請できます。ただし、申請地が複数となる場合、同一申請できる目安は同一字(町)で図面1枚に収まる範囲程度とします。また、平面図には1筆ごとの辺長等が分かるように記載をしてください。多数筆や広範囲の申請となる場合は、申請方法を担当職員にご相談ください。</p> <p>⑧道路境界明示に要する費用は申請者負担となり、道路境界明示申請時に申請手数料が必要になります。申請手数料は1申請につき1,500円です。紙面での申請の場合は明石市収入証紙を申請書に貼り付けてください。なお、明石市収入証紙は、下記の収入証紙売りさばき所で販売しています。</p>	<p>※4 明示書は必要書類が揃ってから、約1週間で交付します。</p> <p>3. 道路境界明示申請について</p> <p>(1)申請書</p> <p>③ 申請をする理由については、具体的に記入してください。(開発行為、土地分筆、地積の確定、売買、用地買収等)。</p> <p>④ 過去に一度でも明示を受けている土地からの明示申請(再明示申請)には再明示理由書(申請人の印鑑登録印での押印または代理人による押印)が必要です。</p> <p>⑦ 所有者が同一(共有の場合は持分も同じ)で、隣接している2筆以上の土地は1申請として申請できます。ただし、申請地が複数となる場合、同一申請できる目安は同一字(町)で図面1枚に収まる範囲程度です。多数筆や広範囲の申請となる場合は、申請方法を担当職員にご相談ください。</p> <p>⑧ 道路境界明示に要する費用は申請者負担となり、道路境界明示申請時に申請手数料が必要になります。申請手数料として、1申請につき1,500円の明石市収入証紙を申請書に貼り付けてください。なお、明石市収入証紙は会計室のほか、下記の収入証紙売りさばき所でも販売しています。</p>

改 訂 後	現 行
<p>(売りさばき所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明石市役所本庁舎 2階 銀行窓口(平日 9 時 00 分～15 時 00 分) ・明石市役所本庁舎 2階 会計室 (平日 15 時 00 分以降) <p>電子申請の場合は、オンライン決済となりますので、電子申請マニュアルを参照して下さい。</p> <p>⑨電子申請の場合は、申請書の電子データを電子申請時に添付してください。最終の明示図提出時に電子申請時に添付した申請書(様式第1号)(原本)を提出してください。</p> <p>(2)申請者(土地所有者)</p> <p>①申請は、<u>申請地の登記上の土地所有者</u>が行ってください。共有地の場合、共有者全員の連名での申請もしくは共有者代表者から申請をしてください。記名押印を別紙とする場合、全員の割印が必要となります。また、共有者代表者が申請する場合、他の共有者全員からの委任状を提出してください。</p> <p>②土地所有者の相続登記が未了の場合、相続を示す図書(相続関係説明図・戸籍謄本等)を添付し(原本証明可)、法定相続人全員もしくは相続人代表者から申請をしてください。なお、遺産分割協議により特定された相続人からの明示申請の場合、遺産分割協議書(原本証明可)を提出してください。相続人代表者が申請する場合、他の相続</p>	<p>(売りさばき所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明石市役所本庁舎 2階 銀行窓口(平日 9 時 00 分～15 時 00 分) ・明石市役所本庁舎 2階 セブン-イレブン明石市役所店(平日 8 時 55 分～17 時 40 分) <p>⑨(新規)</p> <p>(2)申請者(土地所有者)</p> <p>① 申請は、<u>申請地の登記上の土地所有者</u>が行ってください。共有地の場合、共有者が多数であっても必ず<u>共有者全員</u>の連名で申請をしてください。土地所有者代表での申請は認めません。記名押印を別紙とする場合、全員の割印が必要となります。</p> <p>② 土地所有者の相続登記が未了の場合、相続を示す図書(相続関係説明図・戸籍謄本等)を添付し(原本証明可)、<u>法定相続人全員</u>で申請をしてください。なお、遺産分割協議により特定された相続人からの明示申請の場合、遺産分割協議書(原本証明可)を提出してください。</p>

改 訂 後	現 行
<p>人全員からの委任状を提出してください。</p> <p>③申請者(他の共有者及び他の相続人も含む)の現住所が、登記上の住所と異なる場合、これを証する住民票・戸籍の附票等の公的書類(原本証明可)を添付してください。なお、公的機関の文書保存期間満了等により、公的機関の証明書が得られない場合は、証明書が得られない旨の証明書(廃棄証明等)と申請者(他の共有者及び他の相続人も含む)からの申述書(印鑑登録印を押印)を添付してください(他の共有者及び他の相続人の場合は、自署または記名押印(インク浸透印は不可)でも可としますが、本人確認及び本人が自署もしくは押印をしている旨の報告書を提出してください。)</p> <p>4. 申請時の添付書類について</p> <p><u>電子申請を行う際は、土地登記事項証明書(土地登記簿謄本)のよ</u> <u>うに資料が複数枚となる場合、資料ごとに 1 つのファイルに結合した上</u> <u>でアップロードしていただくようお願いいたします。</u></p> <p>(1)印鑑登録証明書</p> <p>① 申請者の印鑑登録証明書(申請時、発行後 100 日以内、原本証明可)を添付してください。法人の場合は、代表者事項証明書または、登記情報提供サービスの法人登記情報(申請時、発行後 100 日以内、原本証明可)も添付してください。なお、印鑑登録証明書が提出できないケース(外国人の方、海外に居住されている日本</p>	<p>③申請者の現住所が、登記上の住所と異なる場合、これを証する住民票・戸籍の附票等の公的書類(原本証明可)を提出してください。なお、公的機関の文書保存期間満了等により、公的機関の証明書が得られない場合は、証明書が得られない旨の証明書(廃棄証明等)と申請者からの申述書(印鑑登録印を押印)を添付してください。</p> <p>4. 申請時の添付書類について (新規)</p> <p>(1)印鑑登録証明書</p> <p>① 申請者の印鑑登録証明書(申請時、発行後3ヶ月以内、原本証明可)、または、登記情報提供サービスの法人登記情報を紙で出力したもの(申請時、発行後3ヶ月以内、照会番号付き)を添付してください。法人の場合は、代表者事項証明書等も添付してください(申請時、発行後3ヶ月以内、原本証明可)。なお、印鑑登録証明書が</p>

改 訂 後	現 行
<p>人の方等)の場合、事前に担当職員とご相談ください。</p> <p>③ 電子申請の場合は、印鑑登録証明書の電子データを電子申請時に添付してください。最終の明示図提出時に電子申請時に添付した印鑑登録証明書(原本証明可)を提出してください。</p> <p>(2)委任状(代理人に委任する場合)</p> <p>①申請者が代理人に境界明示手続きを委任する場合、申請地番、隣接施設名(市道名・法定外道路等)及び代理権限(境界明示申請書の作成、提出、現地立会、境界承諾、境界明示済証受領、境界明示申請書の取下げ、地図訂正等)を明記した委任状を申請者全員分提出してください(代表者からの申請の場合は、代表者のみの委任状を提出してください。)</p> <p>②委任者は日付・住所・氏名を記入し、印鑑登録印を押印してください。</p> <p>受任者は住所・氏名・連絡先(有資格者は資格名も)を記入し、職印・認印を押印してください。受任者の法人・個人の区別がわかるよう記入してください。</p> <p>④電子申請の場合は、委任状の電子データを電子申請時に添付してください。最終の明示図提出時に電子申請時に添付した委任状(原本)を提出してください。</p>	<p>提出できないケース(外国人の方、海外に居住されている日本人の方等)の場合、事前に担当職員とご相談ください。</p> <p>③(新規)</p> <p>(2)委任状(代理人に委任する場合)</p> <p>①申請者が代理人に境界明示手続きを委任する場合、申請地番、隣接施設名(市道名・法定外道路等)及び代理権限(境界明示申請書の作成、提出、現地立会、境界承諾、境界明示済証受領、境界明示申請書の取下げ等)を明記した委任状を申請者全員分提出してください。</p> <p>②委任者は日付・住所・氏名を記入し、印鑑登録印を押印してください。</p> <p>受任者は住所・氏名・連絡先(資格があれば資格名も)を記入し、職印・認印を押印してください。受任者の法人・個人の区別がわかるよう記入してください。</p> <p>④(新規)</p>

改 訂 後	現 行
<p>(4)土地登記事項証明書(土地登記簿謄本)</p> <p>① 申請地、隣接地、対側地、関係地、道路について、法務局で発行された土地登記事項証明書(全部事項・原本証明可・申請時、発行後100日以内)、または登記情報提供サービスの不動産登記情報(全部事項・照会番号付き・申請時、発行後100日以内)を添付してください。なお、登記情報提供サービスのものについては、市で確認できるよう必ず照会番号付きのものを提出してください。</p> <p>② (削除)</p> <p>(5)14条地図・公図(字限図)</p> <p>① 法務局で発行された地図情報(地図又は地図に準ずる図面・原本証明可・申請時、発行後100日以内)、または登記情報提供サービスの地図情報(地図又は地図に準ずる図面・照会番号付き・申請時、発行後100日以内)を添付してください。なお、登記情報提供サービスのものについては、市で確認できるよう必ず照会番号付きのものを添付してください。</p> <p>② 申請地と明示する道路が別図の場合や、道路の対側地が載っていない場合等、1枚の公図(字限図)だけでは申請地と道路・関係地との位置関係が明確でなく、公図(字限図)が複数枚またがる場合</p>	<p>(4)土地登記事項証明書(土地登記簿謄本)</p> <p>① 申請地、隣接地、対側地、関係地、道路について、法務局で発行された土地登記事項証明書(全部事項・原本証明可・申請時、発行後3ヶ月以内)、または登記情報提供サービスの不動産登記情報(全部事項・照会番号付き・申請時、発行後3ヶ月以内)を紙で出力したものを提出してください。なお、登記情報提供サービスのものについては、明石市で確認できるよう必ず照会番号付きのものを提出してください。</p> <p>② 申請地以外の土地については、要約書(申請時、発行後3ヶ月以内)でも可能ですが、要約書に閲覧場所、日付、閲覧者を記入押印のうえ提出してください。</p> <p>(5)14条地図・公図(字限図)</p> <p>① 法務局で発行された地図情報(地図又は地図に準ずる図面・原本証明可・申請時、発行後3ヶ月以内)、または登記情報提供サービスの地図情報(地図又は地図に準ずる図面・照会番号付き・申請時、発行後3ヶ月以内)を紙で出力したものを提出してください。なお、登記情報提供サービスのものについては、明石市で確認できるよう必ず照会番号付きのものを提出してください。</p> <p>② 申請地と明示する道路が別図の場合や、道路の対側地が載っていない場合等、1枚の公図(字限図)だけでは申請地と道路・関係地との位置関係が明確でなく、公図(字限図)が複数枚またがる場合</p>

改 訂 後	現 行
<p>は、合成公図(合成字限図)を作成し、作成者の氏名・作成年月日を記入押印のうえ、添付してください。</p> <p>(6)地積測量図等</p> <p>① 関係地番の土地所在図・分筆申告図・地積測量図等その他参考となる資料がありましたら、添付してください(原本の写し、または登記情報提供サービスにより取得したもので可)。</p> <p>(7)道路境界明示図(1部提出)</p> <p>① 平面図は申請地を中心として、原則A3用紙に縮尺 1/250 又は 1/500 で、周辺の現況を記入してください。なお、1枚で入りきらない場合は分割して作成してください。(図面が複数枚にわたる場合は、それぞれに作成者印を押印してください。)</p> <p>② 字名、地番(申請地、隣接地、対側地及び道路名)及び方位を記入してください。また、位置図・公図(字限図)及び平面図は、同方位としてください(位置図については、申請地および公的目標物(駅・公園・学校等)が特定できるように作成してください。)</p> <p>③ 引照点は、境界点から概ね 20m 以内かつ障害物がなく見通せる位置とし、堅固なコンクリート構造物上に鉤を埋設してください。器械点と兼用することも可能です。</p>	<p>は、合成公図(字限図)を作成し、作成者の氏名・作成年月日を記入押印のうえ、提出してください。</p> <p>(6)地積測量図等</p> <p>① 関係地番の土地所在図・分筆申告図・地積測量図等その他参考となる資料がありましたら、調査者氏名を記名押印又は署名のうえ提出してください(原本の写し、または登記情報提供サービスにより取得したもので可)。</p> <p>(7)道路境界明示図(1部提出)</p> <p>① 平面図は申請地を中心として、原則A3用紙に縮尺 1/250 又は 1/500 で、周辺の現況を記入してください。なお、1枚で入りきらない場合は、A2 用紙もしくは分割して作成してください。(図面が複数枚にわたる場合は、それぞれに作成者印を押印してください。)</p> <p>② 字名、地番(申請地、隣接地、対側地及び道路名)及び方位を記入してください。また、位置図・公図(字限図)及び平面図は、同方位としてください。</p> <p>③ 引照点は、境界点から概ね 20m 以内かつ障害物がなく見通せる位置にある直径 60 cm以上のマンホールの中心、もしくは、堅固なコンクリート構造物上に鉤を設置してください。</p>

改 訂 後	現 行
<p>⑭ <u>座標は原則世界測地系(2011 もしくは 2024、V系)</u>とし、使用する基準点(座標値)を2点以上平面図内に記載してください。(使用する基準点が平面図内に入らない場合は、基準点網図を記入してください。)また、座標種別は必ず明記してください。</p> <p>⑮(削除)</p> <p>(9)現地写真</p> <p>① 写真撮影方向図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境界点・器械点・引照点について写真の撮った方向の判る図面を作成してください。(写真番号、写真を撮った方向を記入) <p>② 写真(全景、境界点、器械点、引照点の近景・接写)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既明示点や確定している座標値など、<u>明示する上で判断基準となる点は、市または業務委託受託者の現地確認時までに復元・検測してください。また、主張点をペンキ等で仮表示してください。</u> ・境界点・器械点・引照点は、各点近景と接写の2枚ずつ撮影してください。なお、明示点の写真は、全点において必要です。 ・(削除) ・(削除) ・撮影年月日を記入してください。 	<p>⑭ 座標は原則世界測地系とし、使用する基準点(座標値)を2点以上平面図内に記載してください。(使用する基準点が平面図内に入らない場合は、基準点網図を記入してください。)また、座標種別は必ず明記してください。</p> <p>⑮ A2 用紙の図面の折り方は左綴じA4ファイル折りとしてください(綴じ代は3cm以上)。</p> <p>(9)現地写真</p> <p>① 写真撮影方向図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真の撮った方向の判る図面を作成してください。(写真番号、写真を撮った方向を記入) <p>② 写真(全景、境界点、器械点、引照点の近景・接写)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既明示点や確定している座標値など、<u>明示する上で判断基準となる点は、明石市の現地確認時までに復元・検測しておいてください。また、主張点をペンキ等で仮表示しておいてください。</u> ・境界点・器械点は、各点近景と接写の2枚ずつ撮影してください。なお、明示点の写真は、全点において必要です。 ・引照点をマンホール中心以外に設定した場合(鉤など)は、境界点と同様に、その全点の近景と接写の写真を撮影してください。 ・A4サイズにて出力もしくはA4の台紙に貼付してください。 ・撮影場所、撮影年月日を記入してください。

改訂後	現行
<p>5. 現地立会・境界標の設置</p> <p>(2) 既明示点や確定している座標値など、<u>明示する上で判断基準となる点は、市または業務委託受託者の現地立会時まで</u>に復元・検測してください。また、<u>主張点をペンキ等で仮表示してください。</u></p> <p>(4) 市または業務委託受託者の現地確認(現地立会)後、明示点全点について、原則、民地側から境界標(コンクリート杭・金属プレート・鋸等の永久標識)の設置をお願いします。ただし、現地の状況や、明示点確定後の解体工事等で境界標が亡失する可能性があるなど、やむを得ない場合は、道路側からの境界標設置も可とします。なお、いずれの場合も<u>本市より明道界プレート等の支給は行いません。</u></p> <p>6. 市または業務委託受託者の現地確認後、提出する書類</p> <p>(2) 隣接地・対側地同意書(メール送付可)</p> <p>① 明示申請地と隣接土地所有者(原則全員)の同意書が必要となります(隣接土地所有者と申請人が同一の場合も含む)。</p> <p>② 同意書については、隣接地所有者が法人の場合は原則実印で、印鑑登録証明書と代表者事項証明書等を添付してください(原本証明可・登記情報提供サービスの法人登記情報(照会番号付き)でも可)。隣接地所有者が個人の場合は、印鑑登録証明書(原本証明可)を添付のうえ実印、または所有者が自署もしくは記名押印(インク浸透印は不可)してください。ただし、所有者の自署もしくは記名押印の場合は、本人確認及び本人が自署もしくは押印をして</p>	<p>5. 現地立会・境界標の設置</p> <p>(2) 既明示点や確定している座標値など、<u>明示する上で判断基準となる点は、明石市の現地立会時まで</u>に復元・検測しておいてください。また、<u>主張点をペンキ等で仮表示しておいてください。</u></p> <p>(4) 明石市の現地確認(現地立会)後、明示点全点について、原則、民地側から境界標(コンクリート杭・金属プレート・鋸等の永久標識)の設置をお願いします。ただし、現地の状況や、明示点確定後の解体工事等で境界標が亡失する可能性があるなど、やむを得ない場合は、道路側からの境界標設置も可とします。なお、いずれの場合も<u>本市より明道界プレート等の支給は行いません。</u></p> <p>6. 明石市の現地確認後、提出する書類</p> <p>(2) 隣接地・対側地同意書</p> <p>① 明示申請地の所有者と隣接地の所有者が異なる場合、隣接地所有者(原則全員)の同意書が必要となります。</p> <p>② 同意書については、隣接地所有者が法人の場合は原則実印で、印鑑登録証明書と代表者事項証明書等を添付してください(原本証明可・登記情報提供サービスの法人登記情報を紙で出力したもの(照会番号付き)でも可)。隣接地所有者が個人の場合は、印鑑登録証明書(原本証明可)を添付のうえ実印、または所有者が自署したうえ認印(インク浸透印は不可)を押印してください。ただし、所有者の自署・認印押印の場合は、本人確認をしている</p>

改 訂 後	現 行
<p>いる旨の報告書の提出が必要となります。</p> <p>③ 同意に際し、対象となる所有者に相続が発生している場合は相続を示す図書(相続関係説明図・戸籍謄本等)を添付し(原本証明可)、法定相続人(原則全員)の同意をもらってください。なお、やむを得ず、相続人代表者のみの同意とする場合は、同意書のほか代表者からの上申書※を提出してください。</p> <p>④ 登記事項証明書の住所・氏名と現住所・氏名が不一致の場合は、公的機関の証明書(関連住所明記の住民票等)を添付し、沿革をつけてください。なお、公的機関の文書保存期間満了等により、公的機関の証明書が得られない場合は、証明書が得られない旨の証明書(廃棄証明等)と登記名義人本人からの上申書※を添付してください。</p> <p>⑤ 明示申請地が明石市法定外道路(里道)と接している場合は、隣接所有者(原則全員)のほか、対側地所有者(原則全員)・地元自治会(明石市市民協働推進室にて確認できます。)の同意が必要です(現況形態がはっきりしている道路等で幅員が4メートル以上の場合を除きます。地元自治会の同意については同意書に代えて報告書の提出でも可とします。)</p> <p>対側地所有者が法人の場合は原則実印で、印鑑登録証明書と代表者事項証明書等も添付してください(原本証明可・登記提供情報サービスの法人登記情報(照会番号付き)でも可)。対側地所有者が個人の場合は、印鑑登録証明書(原本証明可)を添付のうえ</p>	<p>旨の報告書の提出が必要となります。</p> <p>③ 同意に際し、対象となる所有者に相続が発生している場合は相続を示す図書(相続関係説明図・戸籍謄本等)を添付し(原本証明可)、法定相続人(原則全員)の同意をもらってください。なお、やむを得ず、相続人代表者のみの同意とする場合は、同意書のほか代表者からの上申書を提出してください。</p> <p>④ 登記事項証明書の住所・氏名と現住所・氏名が不一致の場合は、公的機関の証明書(関連住所明記の住民票等)を添付し、沿革をつけてください。なお、公的機関の文書保存期間満了等により、公的機関の証明書が得られない場合は、証明書が得られない旨の証明書(廃棄証明等)と登記名義人本人からの申述書(印鑑登録印を押印もしくは氏名を自署)を添付してください。</p> <p>⑤ 明示申請地が明石市法定外道路(里道)と接している場合は、隣接所有者(原則全員)のほか、対側地所有者(原則全員)・地元自治会(明石市市民協働推進室にて確認できます。)の同意が必要です(現況形態がはっきりしている道路等で幅員が4メートル以上の場合を除きます。)</p> <p>対側地所有者が法人の場合は原則実印で、印鑑登録証明書と代表者事項証明書等も添付してください(原本証明可・登記提供情報サービスの法人登記情報を紙で出力したもの(照会番号付き)でも可)。対側地所有者が個人の場合は、印鑑登録証明書(原本</p>

改 訂 後	現 行
<p>実印、自署もしくは記名押印(インク浸透印は不可)してください。 ただし、所有者の自署もしくは記名押印の場合は、本人確認及び本人が自署もしくは押印をしている旨の報告書の提出が必要となります。なお、相続が発生している場合は相続を示す図書(相続関係説明図・戸籍謄本等)を添付し(原本証明可)、法定相続人(原則全員)の同意をもらってください。やむを得ず、相続人代表者のみの同意とする場合は、同意書のほか代表者からの上申書※を提出してください。</p> <p>このほか、関係地土地所有者や水利組合、地元代表者等の同意が必要な場合がありますので、担当職員の指示に従ってください。</p> <p>⑥ 対側地同意書について、対側地所有者の所在が不明など、やむを得ない理由により同意を得ることができない場合、かつ、明示する境界に明らかな境界争いが無いと認められる場合においては、経緯・調査内容等を記載した申請者からの上申書※の提出により、省略することができます。</p> <p>⑦ 隣接地または対側地に既明示があり、当時の境界標(座標系・座標値とも一致(完全一致しない場合で、同一の点と認められる場合は理由書を提出))が確認できる場合、または当時の境界標が滅失・付替えられているが既明示図面の情報で境界標の復元・確認が可能な場合は、隣接地同意・対側地同意を省略できます。ただし、報告書を提出してください。</p>	<p>証明可)を添付のうえ実印、所有者氏名の自署があれば認印(インク浸透印は不可)を押印してください。ただし、所有者の自署・認印押印の場合は、本人確認をしている旨の報告書の提出が必要となります。なお、相続が発生している場合は相続を示す図書(相続関係説明図・戸籍謄本等)を添付し(原本証明可)、<u>法定相続人(原則全員)</u>の同意をもらってください。</p> <p>このほか、関係地土地所有者や水利組合、地元代表者等の同意が必要な場合がありますので、担当職員の指示に従ってください。</p> <p>⑥ 対側地同意書について、対側地所有者の所在が不明など、やむを得ない理由により同意を得ることができない場合、かつ、明示する境界に明らかな境界争いが無いと認められる場合においては、経緯・調査内容等を記載した上申書の提出により、省略することができます。</p> <p>⑦ 隣接地または対側地に既明示があり、当時の境界標(座標系・座標値とも一致)が確認できる場合、または当時の境界標が滅失・付替えられているが既明示図面の情報で境界標の復元・確認が可能な場合は、隣接地同意・対側地同意を省略できます。ただし、報告書を提出してください。</p>

改 訂 後	現 行
<p>また、境界標を復元した場合または付替えられているもので既明示が任意座標で行われている場合は、既明示の引照点等からの距離（原則 3 点以上からの距離）を明示図面に記載するなど、当時の境界標と位置が一致していることが確認できる検証図及び報告書の提出が必要となります。</p> <p>⑩ 各種同意書は、市または業務委託受託者の現地確認・境界確定後に作成してください。</p> <p>※印鑑登録証明書（原本証明可）を添付のうえ実印、または上申者が自署もしくは記名押印（インク浸透印は不可）してください。ただし、所有権者の自署もしくは記名押印の場合は、本人確認及び本人が自署もしくは押印をしている旨の報告書の提出が必要となります。</p> <p>(3) 地図訂正が生じる場合</p> <p>① 境界明示に伴い地図訂正が必要になる場合は、地図訂正前後図を添付してください。地図訂正後の公図に基づいて、境界明示を行います。</p> <p>② 地図訂正理由書および地図訂正後の公図を提出する旨の誓約書を添付してください。</p> <p>③ 隣接土地所有者や自治会長（明石市法定外道路の場合）等の地図訂正同意書を添付してください。</p> <p>④ 地図訂正が完了したら訂正後の公図を提出してください。</p>	<p>また、境界標を復元した場合または付替えられているもので既明示が任意座標で行われている場合は、既明示の引照点等からの距離を明示図面に記載するなど、当時の境界標と位置が一致していることが確認できる検証図及び報告書の提出が必要となります。</p> <p>⑩ 各種同意書は、明石市の現地確認・境界確定後に作成してください。</p> <p>※(新規)</p> <p>(3) 地図訂正完了後の公図（地図訂正が生じた場合）</p> <p>① 境界明示に伴い地図訂正が必要になった場合は、地図訂正完了後の公図を添付してください。地図訂正完了後の公図に基づいて、境界明示を行います。</p> <p>②(新規)</p> <p>③(新規)</p> <p>④(新規)</p>

改 訂 後	現 行
<p>(4)現地写真(メール送付可)</p> <p>② 写真(全景、境界点・器械点・引照点の近景・接写) ・境界標の設置後の各点近景と接写の2枚ずつ撮影してください。 なお、写真は、明示点全点において必要です。 ・その他は、申請時に提出いただく写真と同様です。</p> <p>(5)その他市または業務委託受託者が指示する資料</p> <p>② 申請時に提出いただいた印鑑登録証明書・代表者事項証明書・土地調書・土地登記事項証明書・14条地図(公図・字限図)等の発行日が決裁時に半年以上経過している場合は、新しいもの(提出時、発行後100日以内)を提出してください。</p> <p>④ 上記のほか、上申書・理由書(自署もしくは記名押印(インク浸透印は不可)が必要)、報告書や調査資料等、担当職員が求める資料については、決裁に使用しますので提出をお願いいたします。</p> <p>(6)資料の提出について</p> <p>電子申請の場合、市または業務委託受託者の確認完了後、以下の書類を明石市役所道路総務課へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路境界明示書(2部) ・道路境界明示申請書(様式第1号)(原本) ・委任状(原本) ・印鑑登録証明書(道路境界明示申請書および委任状に押印した印影のもの)(原本(原本証明可)) ・越境物撤去に関する誓約書(原本)(必要に応じて) ・その他担当職員が指示する資料 	<p>(4)現地写真</p> <p>② 写真(全景、境界点・器械点の近景・接写) ・境界標の設置後の各点近景と接写の2枚ずつ撮影してください。なお、写真は、明示点全点において必要です。 ・その他は、申請時に提出いただく写真と同様です。</p> <p>(5)その他担当職員が指示する資料</p> <p>② 申請時に提出いただいた印鑑登録証明書・代表者事項証明書・土地調書・土地登記事項証明書・14条地図(公図・字限図)等の発行日が決裁時に半年以上経過している場合は、新たに新しいもの(提出時、発行後3ヶ月以内)を提出してください。</p> <p>④ 上記のほか、報告書や調査資料等、担当職員が求める資料については、決裁に使用しますので提出をお願いいたします。</p> <p>(6)(新規)</p>

改 訂 後	現 行
<p>7. 明示書の交付について</p> <p>(1) 明示書は必要書類が揃ってから、約10日(土日祝除く)で交付します。明示書交付の準備ができましたら、担当職員より連絡いたします。</p> <p>(2) <u>明示書引取時は本人確認のため、申請書もしくは委任状に押印した認印を持参してください。認印を持参いただけない場合は、明示書の交付ができません。</u></p> <p>10. 官官有地境界協定について</p> <p>(1) 依頼書は必ず最新の明石市規定の様式(様式第2号)で作成してください。</p> <p>(4) 明石市法定外道路にかかる官官有地境界協定において、自治会同意の提出は不要です。</p>	<p>7. 明示書の交付について</p> <p>(1) 明示書は必要書類が揃ってから、約1週間で交付します。明示書交付の準備ができましたら、担当職員より連絡いたします。</p> <p>(2) (新規)</p> <p>10. 官官協定について</p> <p>(1) 申請書は様式第2号で作成してください。</p> <p>(4) 明石市法定外道路にかかる官官協定において、自治会同意の提出は不要です。</p>

改 訂 後

(様式第1号)

捺印

道路境界明示申請書

令和 年 月 日

明石市長様

申請人 住所 _____
 氏名 _____ 実印
 電話 () _____

代理人 住所 _____
 氏名 _____ 印
 電話 () _____
 担当者 _____

下記により道路境界の明示を受けたいので申請します。

申請箇所	明石市	番地先
隣接施設名	<input type="checkbox"/> 明石市道.....号線 <input type="checkbox"/> 明石市法定外道路 <input type="checkbox"/> 明石市管理道路 <input type="checkbox"/> 明石市管理用地	
明示目的	境界確定・売買・分筆・地図訂正・その他()	
地積	公簿面積 m ²	実測面積 m ²
添付書類	・委任状 ・印鑑登録証明書 ・位置図 ・公図(字限図・国調図・地積測量図等) ・道路境界明示図(2部) ・求積表 ・現地写真(近景・遠景・撮影方向図) ・登記事項証明書 ★隣接地所有者同意書(後日添付)	
明石市 収入証紙 1000円 500円		

★明石市法定外道路については、対側地所有者同意書、自治会長同意書(報告書でも可)も必要です。
 ★消せるボールペンは使用しないでください。

現 行

(様式第1号)

捺印

道路境界明示申請書

令和 年 月 日

明石市長様

申請人 住所 _____
 氏名 _____ 実印
 電話 () _____

代理人 住所 _____
 氏名 _____ 印
 電話 () _____
 担当者 _____

下記により道路境界の明示を受けたいので申請します。

申請箇所	明石市	番地先
隣接施設名	・明石市道.....号線 ・明石市法定外道路 ・明石市管理道路 ・明石市管理用地	
明示目的	境界確定・売買・分筆・公図訂正・その他()	
地積	公簿面積 m ²	実測面積 m ²
添付書類	・委任状 ・印鑑登録証明書 ・位置図 ・公図(字限図・国調図・地積測量図等) ・道路境界明示図(2部) ・求積表 ・現地写真(近景・遠景・撮影方向図) ・登記事項証明書(※申請地は原本、隣接地については要約書で可) ★隣接地所有者同意書(後日添付)	
明石市 収入証紙 1000円 500円		

★明石市法定外道路については、対側地所有者同意書、自治会長同意書も必要です。
 ★消せるボールペンは使用しないでください。

改 訂 後	現 行
<p style="text-align: right; font-size: small;">(代理人へ委任する場合)</p> <p style="text-align: right;">委任状 捨印</p> <p>私儀 _____ 印職 印 様を</p> <p style="text-align: center;">代理人と定め下記の権限を委任いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: right;">_____ 番 地先に当たる</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <input type="checkbox"/> 明石市道 号線 <input type="checkbox"/> 明石市法定外道路 <input type="checkbox"/> 明石市管理道路 との </div> <p>道路境界明示申請、取下げ、現場立会、境界承諾及び境界明示済証受領、地図訂正に至る一切の権限</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">実印</p>	<p style="text-align: right;">委任状 捨印</p> <p>私儀 _____ 印職 印 様を</p> <p style="text-align: center;">代理人と定め下記の権限を委任いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: right;">_____ 番 地先に当たる</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <input type="checkbox"/> 明石市道 号線 <input type="checkbox"/> 明石市法定外道路 <input type="checkbox"/> 明石市管理道路 との </div> <p>道路境界明示申請、取下げ、現場立会、境界承諾及び境界明示済証受領に至る一切の権限</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">実印</p>

改 訂 後	現 行
<p style="text-align: center; font-size: small;">(共有者代表者へ委任する場合)</p> <p style="text-align: center;">委 任 状 捺印</p> <p>私 儀 実印 様 を</p> <p style="text-align: center;">代理人と定め下記の権限を委任いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: right;">番 地先に当たる</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <input type="checkbox"/> 明石市道 号線 <input type="checkbox"/> 明石市法定外道路 <input type="checkbox"/> 明石市管理道路 との </div> <p>道路境界明示申請、取下げ、現場立会、境界承諾及び境界明示済証受領、地図訂正、代理人選定に至る一切の権限</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 印</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">(共有者の印鑑登録証明書(原本証明可)を添付のうえ実印、または自署もしくは記名押印 (インク複写印は不可)してください。)</p>	<p style="font-size: large;">(新規)</p>

改 訂 後	現 行
Ⅱ(全文削除)	<u>Ⅱ 地図訂正について(明示において地図訂正がある場合)</u>